多数意見は，理由は異なるものの，本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ないとしており，多数意見の本件選挙区割りの合憲性に関する意見の結論部分については，私も賛同するものである。

2　憲法の要求する合理的期間内における是正について

⑴　次に，本件選挙までに投票価値の平等の要求に反する状態について，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったか否かを検討する。

なお，合理的期間の始期については，私も，多数意見の3⑶イに述べられているとおり，平成23年大法廷判決の言渡しがされた日である平成23年3月23日であると考える。

⑵　平成25年大法廷判決の多数意見は，3⑶において，「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負う」と述べ，国会に是正の責務があることを前提にして，さらに，「単に期間の長短のみならず，是正のために採るべき措置の内容，そのために検討を要する事項，実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して，国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される」として，合理的期間の経過の有無の判断に当たって考慮すべき事項を明確にした。そして，結論としては，この問題への対応や合意の形成に困難が伴うことを踏まえ，憲法上要求される合理的期間を徒過したものとは断ずることができないとしたのである。

本判決の多数意見も，平成25年大法廷判決と同様に，この問題への対応や合意の形成には様々な困難が伴うのであり，国会において是正実現に向けた取組が平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた方向で進められていたことから，憲法上要求される合理的期間内に是正されなかったと断ずることはできないとした。

⑶　しかし，私は多数意見に賛同することができない。

国会が平成23年3月23日に投票価値の平等に反する状態にあることを認識し得てから本件選挙までの間に，3年8か月が経過した。これは，衆議院議員の1期分の任期にほぼ等しい期間である。その一方で，同日以降に衆議院において少なからぬ法案が可決されてきた状況に照らすと，期間の長短のみならず是正のために採るべき措置の内容，そのために検討を要する事項，実際に必要となる手続や作業等の考慮事項を総合考慮しても，国会が司法の判断の趣旨を踏まえて適切に衆議院議員の定数配分や選挙区割りの是正に取り組んだならば，上記期間内に，憲法の投票価値の平等の要求するところに沿った定数配分や選挙区割りの是正を行うことは可能であったろうと考えるものである。

衆議院議員の定数配分や選挙区割りの見直しについては，種々の論議があることは容易に想定できることであり，また国会内の合意を得て見直しができるのであれば，それが最も望ましいことであることについては，私も何ら疑念を持つものではない。けれども，どのような法案であっても問題への対応や合意形成に困難がないということは少ないのであり，また全ての法案が国会の合意形成を得て成立するものではないことはいうまでもない。国会は，国民を代表する両議院の議員が論議を交わし一定期間論議した後に多数決の原理に従って議決し立法に至るという代表民主制を具現する場である。衆議院議員の定数配分の見直しや選挙区割りの改革等に関する事項に関しては国会の合意形成を要するとする憲法上の要求はないのであるから，他の立法と異なる取扱いをすることは相当ではないと考える。

一方，当裁判所の大法廷判決において既に2度にわたって，衆議院小選挙区選挙における投票価値の較差は憲法の要求に違反する状態であることを指摘され，これらの判決には国会が是正の責務を負う旨判示されていることに照らせば，是正は国会の急務であって，立法裁量権に配慮しても，合理的期間を緩やかに解することは許されるべきではないであろうと考える。

以上のことから，憲法の予定している立法権と司法権の関係を考慮してもなお，本件選挙時には既に憲法上要求される合理的期間を徒過したものというべきである。

3　本件選挙の効力について

⑴　本件選挙における各選挙区の中には，議員1人当たりの人口の較差に開きが存在するが，本件選挙区割りはその性質上不可分であるから，憲法に違反する投票価値の較差を生じている選挙区のみではなく，本件区割規定ないし本件選挙区割りが全体として，本件選挙当時において，憲法の要請する投票価値の平等に反していたものであり，違法であったというべきである。そこで本件選挙全部の効力が問題となるところ，選挙を無効と認めるべきか否かについては検討を要するところである。

⑵　本件選挙を全部無効とした場合には，本件選挙により選出された衆議院の小選挙区選出議員全員の当選の効力が失われることになる。しかし，衆議院には，小選挙区選出議員のほかに比例代表選出議員180人が存在するのであるから，比例代表選出議員のみによっても憲法56条の定足数を満たすことができるのであって，定足数等の人数のみに着目すれば，衆議院の機能が直ちに失われることにはならないと考えることができよう。そして，民主主義の根幹である国民の投票価値の平等を尊重した是正が行われず，衆議院議員が国民を代表して国政を行い民主主義を実現しているとはいい難い状況で立法作業が継続されるという事態を一応回避できるといえよう。そうであれば，選挙は，判決と同時あるいは将来に向かって無効とするという結論を採ることもあり得るところである。

⑶　しかしながら，小選挙区選出議員全員の当選が無効となった場合に，比例代表選出議員のみによって衆議院の活動が行われるという事態は，衆議院議員の小選挙区比例代表並立制度を定めた公職選挙法も，また衆議院議員選出のために投票した国民も予定しなかった事態であり，予期しない不都合や弊害がもたらされるおそれがあることを否定することはできない。国民は，本件選挙時に，小選挙区選出と比例代表選出の2選出方法による議員を選出することを前提とした投票行為を行っているのであるから，比例代表選出議員のみによって衆議院の活動が行われ，定数配分や選挙区割りが定められる等という状況の出現は，一時的なものにせよ，選挙時には想定していなかったものであり，そのような事態は，国民の負託に沿わないおそれが高いといわねばならない。

そして，多数意見が指摘するとおり，国会においては引き続き選挙制度の見直しが行われ，衆議院に設置された検討機関において投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度を内容とする具体的な改正案等の検討が行われていること等を総合考慮すると，事情判決の制度の基礎に存する一般的な法の基本原則を適用して，本件選挙が違法であることを主文において宣言することが相当であると考えるものである。

裁判官木内道祥の反対意見は，次のとおりである。

1　本件規定の憲法適合性

私の意見は，本件区割規定及び本件選挙区割りは，平成25年改正後の平成24年改正法によるものであるが，定数削減の対象外の都道府県には旧区割基準による定数が配分されており，全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備を実現したものといえず，本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（以下，違憲状態ともいう）にあったというものであり，この点は多数意見と同じである。

2　合理的期間内の是正

憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったか否かについては，是正がされなかったとはいえないとする多数意見に賛成することはできない。

国会が憲法上要求される合理的期間内における是正がされたか否かの判定は，国会が立法府として合理的に行動することを前提として行われるべきであり，既に平成23年大法廷判決において，違憲状態の主要な原因である1人別枠方式の廃止と新基準による選挙区割規定の改正という，行うべき改正の方向が示されており，改正の内容についての裁量権はこの範囲に限定されている。司法権と立法権の関係に由来するとされる事項は，事情判決の法理を適用すべきか否かの段階で考慮すべきことであり，合理的期間内の是正の有無の判定について考慮すべきではない。また，定数配分の見直しにそれ以外の政策課題が併せて議論されているというような実際の政策問題も，合理的期間内の是正の有無の判定について考慮すべきではない（平成25年大法廷判決の私の反対意見参照）。

合理的期間の起算点が平成23年大法廷判決の言渡しがされた時点であり，本件選挙施行までの期間が3年9か月弱となる（この点は多数意見も同じである）ところ，平成23年大法廷判決，平成25年大法廷判決が憲法上の要求とした投票価値の平等の実現を阻害する1人別枠方式という要因の解消は，平成25年改正後の平成24年改正法による本件選挙区割りにおいても実現していない（このことは，既に，平成25年大法廷判決が示している）のであるから，本件選挙施行時点まで是正がなされなかったことが，合理的期間を徒過したものであることは明らかである。

したがって，本件区割規定は，違憲の瑕疵を帯びるものである。